

Shell EasyPay サービス利用規約

第1条(目的)

Shell EasyPay サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、昭和シェル石油株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する Shell EasyPay による信用販売に関し、その内容、利用者、利用方法および遵守事項を定めるものとします。

第2条(定義)

本規約において使用する次の各号に定める用語の定義は、次のとおりとします。

- (1)「Shell EasyPay システム」(以下「本サービス」といいます。)とは、顧客が、次項に定義する Shell EasyPay を使用して、全国の当社系列給油所のうち本規約に定める条項に従い登録を行い、当社がこれを承認したすべての系列給油所および当社が認めた小売店舗等において、顧客がクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)から発行を受けたクレジットカードの与信機能を利用して、本規約所定の商品およびサービスの信用販売の便宜の提供を受けられるシステムをいいます。
- (2)「Shell EasyPay」とは、本サービス利用の目的で、顧客に対して、当社およびカード会社の判定基準に従い当社から発行され、顧客に貸与される非接触型のデバイスをいいます。
- (3)「加盟店」とは、当社の特約店、販売店または当社が認める法人等であって、当社が Shell EasyPay の取扱いを承諾したものをいいます。
- (4)「取扱給油所等」とは、加盟店が運営する当社系列の給油所のうち Shell EasyPay の利用が可能な給油所および当社が認めた小売店舗等をいいます。

第3条(サービス利用者)

- Shell EasyPay を使用して信用販売を行なうことができるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)は、原則として取扱給油所等にて利用できるクレジットカードとします。
- 本サービスの利用を希望する顧客は、本カードを発行しているカード会社からカード会員資格を与えられた顧客とします。ただし、カード会員資格を有する顧客は、カード会員資格を有する場合であっても、Shell EasyPay を発行できない場合があること、また当社が、予告なく取扱給油所等にて Shell EasyPay を発行できるカード会社を変更できることを予め承諾します。
- 本サービスの利用を希望する顧客は、本規約を承諾のうえ、本サービスの利用を当社所定の手続き(以下「申込手続き」という。)を通じて当社に対し申し込みます。当社および加盟店並びにカード会社は、カード会員資格の有無を確認し、適格と判断した場合に、当該顧客に対し Shell EasyPay を貸与します。申込手続きを行なった顧客は、当社および加盟店並びにカード会社が行なうカード会員資格確認の手順、方法および結果に異議を申し述べません。
- 申込手続き完了により、Shell EasyPay の貸与を受けた顧客(以下「サービス利用者」という。)は、本サービスの利用申し込み時に指定したクレジットカード(以下「指定カード」という。)の与信機能を利用して、Shell EasyPay の使用によって加盟店に対して発生し負担する債務の決済をすることを承認したものとします。
- サービス利用者は、自ら Shell EasyPay の読み取り作業を行うセルフ給油機を使用した場合は、売上票への署名なしで信用販売とその債務の決済がなされることを承認します。
- 当社、指定カードを発行するカード会社および加盟店とサービス利用者との契約は、本サービスの利用が承認されたときに成立します。

第4条(Shell EasyPay の貸与)

- 当社は、申込手続き完了により発行された Shell EasyPay をサービス利用者は無償で貸与します。
- Shell EasyPay は、サービス利用者ご本人のみ使用することができます。サービス利用者は、本規約の規定に従い、善良なる管理者の注意をもって Shell EasyPay を使用し管理しなければなりません。
- Shell EasyPay の所有権は当社にあります。サービス利用者は、Shell EasyPay を他人に貸与、譲渡および担保の提供や預託等に利用したり、Shell EasyPay の占有を第三者に移転したりすることは一切できません。

第5条(Shell EasyPay の有効期限)

- Shell EasyPay の有効期限は、指定カードの有効期限と同一とします。また、サービス利用者が、クレジットカードの有効期限が到来する前に指定カードのサービス利用者資格を喪失した場合における Shell EasyPay の有効期限は、当該指定カードのサービス利用資格喪失の時とします。
- Shell EasyPay の有効期限までに解約の申し出のないサービス利用者で、かつ、当社が認める場合、当該有効期限までに更新された指定カードをもって有効期限更新の手続を行うことにより、Shell EasyPay を継続して使用することができます。

第6条(本サービスの利用)

- サービス利用者は、本規約を遵守のうえ、取扱給油所等において、当社が指定する方法で Shell EasyPay を提示することにより、指定カードの提示を省略して、商品およびサービスを購入することができます。また、サービス利用者は、Shell EasyPay の使用により加盟店に対して発生し負担する債務を、本サービスを通じて支払うものと

します。ただし、指定カードまたは商品・サービスによっては一部の取扱給油所等で利用できない場合があります。また、当社は、加盟店を通じて、Shell EasyPay で購入できる商品およびサービスの構成をいつでも変更できるものとします。

2. サービス利用者は、Shell EasyPay に登録した情報(石油製品の種類および数量をいうがこれに限らない。以下「本登録情報」という。)につき責任を負うものとし、本登録情報に起因して生じた事象につき、当社、指定カードを発行するカード会社および加盟店の責に帰すべき事由である場合を除き、一切の責任を自ら負うものとし、当社、指定カードを発行するカード会社および加盟店に対し何ら請求をしないものとします。
3. サービス利用者の Shell EasyPay による信用販売の利用回数は、1日あたり4回を限度とします。ただし、一部の取扱給油所等では上記信用販売利用限度を下回る回数を設定する場合があります。
4. サービス利用者に対する月間信用販売限度額は、指定カードを発行するカード会社が別途定める金額とします。ただし、当該カード会社が特別に認めた場合については、この限りではありません。
5. サービス利用者が本サービスを通じて行う債務の返済は、当社、指定カードを発行するカード会社および加盟店との間における契約に基づく支払い方法とします。
6. 当社、指定カードを発行するカード会社および取扱給油所等は、サービス利用者の Shell EasyPay 利用が本規約に違反するか、違反するおそれがある場合等には、サービス利用者の Shell EasyPay の利用を拒絶することができるものとします。
7. 当社は、取扱給油所等において1ヶ月前までに店頭で告知することにより、いつでも本サービスの提供を中止することができます。

第7条(加盟店との紛議)

本サービスの利用により、サービス利用者が購入した商品またはサービスに関する紛議は、すべてサービス利用者と加盟店の間で解決を図るものとします。

第8条(サービス利用者への支払額の通知)

サービス利用者に対する Shell EasyPay の使用による支払額の通知は、指定カードの売上として利用明細上に記載されます。

第9条(代金決済)

Shell EasyPay 利用代金等、サービス利用者が加盟店に対して負担する債務は、サービス利用者と指定カードを発行するカード会社との契約により、サービス利用者が弁済します。

第10条(退会およびサービス利用者資格の喪失等)

1. サービス利用者は、当社所定の方法により、当社または当社が指定する第三者が運営するコールセンター(以下「Shell EasyPay コールセンター」といいます。)を通じて退会の手続きを行い、退会することができます。この場合、サービス利用者は、貸与を受けている全ての Shell EasyPay を当社が別途指示する方法で直ちに当社に返還し、当社または指定カードを発行するカード会社が指定する方法で残債務全額を完済しなければなりません。
2. 当社、加盟店または指定カードを発行するカード会社は、サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該サービス利用者の有するサービス利用資格を一時的に停止または喪失させることができます。
 - (1) サービス利用者が申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (2) サービス利用者が本規約または指定カードのカード会員規約に違反したとき
 - (3) 当社、加盟店または指定カードを発行するカード会社に対する債務を履行しないとき
 - (4) サービス利用者が、指定カードを発行するカード会社からカード会員資格の停止または喪失の通知を受けたとき
 - (5) サービス利用者の信用状態の重大な変化が生じたとき当社または指定カードを発行するカード会社が判断したとき
 - (6) Shell EasyPay の使用状況が適当でないとき当社または指定カードを発行するカード会社が判断したとき
 - (7) Shell EasyPay システムに設定された有効期限を更新しないで、指定カードの有効期限が経過したとき
3. 前項各号のいずれかに該当する場合、当社および指定カードを発行するカード会社は、Shell EasyPay を無効化し、取扱給油所等は Shell EasyPay の使用を拒絶できるものとします。また、当社が所定の方法により、または加盟店を通じて Shell EasyPay の返還をサービス利用者に対し求めたときは、サービス利用者は直ちに Shell EasyPay を当社が別途指示する方法で当社に対し返還するものとします。
4. サービス利用者は、現在、①暴力団、②暴力団員、③暴力団員でなくなってから5年を経過しない者、④暴力団準構成員、⑤暴力団関係企業、⑥総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等、または⑦その他上記①～⑥に準ずるもののいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
5. サービス利用者は、自らまたは第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた要求行為、③本サービスに関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社および指定カードを発行するカード会社の信用を毀損し、または当社および指定カードを発行するカード会社の業務を妨害する行為、または⑤その他上記①～④に準ずる行為のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
6. サービス利用者が、本条4項①～⑦のいずれかに該当し、もしくは本条5項①～⑤のいずれかに該当する行為をしたとき、または本条4項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

は、当社との本サービスを継続することが不適切であるものとして、サービス利用者は、当社の通知または指定カードを発行するカード会社の請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社または指定カードを発行するカード会社が指定する方法で残債務全額を完済しなければなりません。

7. サービス利用者は、前項に基づく会員資格の喪失に起因して損害を被ったとしても、当社および指定カードを発行するカード会社に対し何らの請求も行いません。

第 11 条(Shell EasyPay の紛失、盗難等)

1. サービス利用者は、Shell EasyPay の紛失もしくは盗難等またはサービス利用者本人以外の者による無許可使用もしくはそのおそれを認識した場合は、速やかに Shell EasyPay コールセンターに連絡のうえ最寄りの警察署または交番にその旨を届けるものとします。
2. Shell EasyPay の紛失ならびに盗難等に起因する使用およびサービス利用者本人以外の者による無許可使用(総じて以下「不正使用」といいます。)による売上代金は、サービス利用者の負担となります。ただし、サービス利用者が前項の届出を行ない、かつ所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合には、不正使用の旨を Shell EasyPay コールセンターへ届け出た日(以下「届出日」といいます。)の 60 日前以降から届出日の 3 日後までの 64 日間(以下「免責期間」)に行われた不正使用による損害に限り、Shell EasyPay 1 個につき 60 万円を限度として、当社、指定カードを発行するカード会社および加盟店はその支払いを免除します。なお、既にサービス利用者が免責期間の不正使用を起因とする売上代金を負担している場合には、当該売上代金相当を返金します。
3. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、サービス利用者は、不正使用による損害の全部を負担するものとします。
 - (1)紛失、盗難がサービス利用者の故意、または重大な過失によって生じた場合
 - (2)サービス利用者の家族、同居人、留守人等、従業員を含むサービス利用者の関係者によって使用された場合
 - (3)他人に譲渡、貸与および担保差入れされた Shell EasyPay が使用された場合
 - (4)戦争、革命、内乱、テロ、地震、噴火、津波等の著しい秩序の混乱等の際に紛失や盗難が生じた場合
 - (5)カード会員規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じた場合
 - (6)当社、当社の指定する者または指定カードを発行するカード会社が不正使用への対応に必要と認めて行う以下の要請をサービス利用者が拒否した場合
 - i)書類の提出
 - ii)被害状況調査に対する協力
 - iii)その他必要な指示に従うこと

第 12 条(Shell EasyPay の再発行)

Shell EasyPay の紛失、盗難、破損および汚損により、サービス利用者が希望し、当社が審査のうえ妥当と認めた場合は、Shell EasyPay を再発行します。

第 13 条(サービス利用者情報とその利用)

1. サービス利用者は、当社、加盟店および指定カードを発行するカード会社との間において、サービス利用者に関する情報(氏名、電話番号、生年月日、メールアドレス、免許証番号その他申込手続き時に提供された情報および Shell EasyPay ならびに指定カードの利用状況等の情報をいい、以下「サービス利用者情報」といいます。)の提供がなされることを予め承認するものとします。
2. サービス利用者情報は当社または加盟店が保有し、当社および加盟店は以下の利用目的で利用することができます。
 - (1)各種石油製品および取扱給油所等で取扱うその他商品役務の勧誘並びに販売促進
 - (2)市場分析およびサービス利用者販売動向の分析
 - (3)Shell EasyPay のサービスに関する案内
3. サービス利用者は、第 1 項に定めたサービス利用者情報を次の各号に定める第三者へ提供することを予め承認します。
 - (1)当社、加盟店およびカード会社の事務およびシステムオペレーションのための業務委託先等
 - (2)各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要な場合の公的機関等
4. サービス利用者は、別途当社の定めるところに従い、当社に対して自己に関するサービス利用者情報の開示、訂正または削除を請求することができます。万一、当該サービス利用者情報の登録内容が不正確または誤りがあることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第 14 条(合意管轄裁判所)

サービス利用者は、サービス利用者当社またはカード会社との間の訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 15 条(準拠法)

サービス利用者と当社、カード会社および加盟店との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第 16 条(本規約およびその改定)

本規約は、サービス利用者と当社、カード会社および加盟店との一切の契約関係に適用されます。当社またはカード会社が必要と認めたときはこれを改訂することができ、将来本規約が改定された場合、当社がその内容を取扱給油所等に掲示した後にサービス利用者が Shell EasyPay を使用したことによって、サービス利用者は変更事項を承認したものとみなします。

第 17 条(本サービスの中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的な理由に基づき、利用者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。この際、当社、カード会社および加盟店はサービス利用者に対して本サービスの中断に伴い生じる損害、損失、その他の費用の賠償または補償を免れるものとします。

- (1)本サービスのシステム設備(以下「本システム」といいます。)の保守または工事のため、やむを得ない場合
- (2)本システムに障害が発生し、やむを得ない場合
- (3)本サービスが利用する第三者サービスの利用が不能になった場合
- (4)その他、運用上または技術上当社が本サービスの一時的中断が必要と判断した場合

第 18 条(本サービスの終了)

当社は、本サービスの提供を終了する場合、終了の 3 ヶ月前までに当社ホームページおよび取扱給油所等で告知することにより、いつでも本サービスを終了することができます。